「事業評価書　指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務･事業」の要旨

実施の経緯

「国からの指定等に基づき特定の事務･事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化･合理化のための基準」(平成18年8月閣議決定)により、指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務･事業について少なくとも3～5年ごとに、初回については平成23年度末までに政策評価を実施するよう定められたことから、国家公安委員会所管の13事務･事業について初めて政策評価を行うこととしたもの。

評価の対象とした政策

	事務･事業	根拠法令	法人名
1	警備員の検定に関する講習	警備業法第23条第3項	一般社団法人　警備員特別講習事業センター
2	対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務	個人情報の保護に関する法律第37条第1項	社団法人　全国警備業協会
3	ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習及び試験	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号 同法施行令第1条、第1条の2 同法施行規則第2条第1項	公益社団法人　全日本ダンス協会連合会 財団法人　日本ボールルームダンス連盟
4	遊技機の認定又は型式の検定に必要な試験の実施に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項	財団法人　保安電子通信技術協会
5	全国風俗環境浄化協会が行う事務･事業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第40条第1項	財団法人　全国防犯協会連合会
6	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第4項 同法施行令第19条第2項	社団法人　大日本猟友会 等計52法人
7	年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第3項 同法施行令第31条第2項	社団法人　日本ライフル射撃協会
8	全国暴力追放運動推進センターが行う事務･事業	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項	財団法人　全国防犯協会連合会
9	交通事故調査分析センターが行う事務･事業	道路交通法第108条の13	財団法人　交通事故総合分析センター
10	全国交通安全活動推進センターが行う事務･事業	道路交通法第108条の32	財団法人　全日本交通安全協会
11	盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定	道路交通法施行令第8条第2項	公益財団法人　日本盲導犬協会 等計9法人
12	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験	道路交通法施行規則第39条の2第4項第3号	公益財団法人　日本交通管理技術協会
13	外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成	道路交通法施行令第39条の5第1項第3号	一般社団法人　日本自動車連盟

評価の観点　必要性及び有効性の観点から評価する。

効果の把握の手法　各事務･事業の実施状況等を把握する。

評価の結果　いずれの事務･事業についても、必要性及び有効性が認められる。